



# 島根県報

平成23年7月8日（金）

号外 第 137 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に 関する条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	3
議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	（        ”        ）	4

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

## 1 条例の概要

## (1) 選挙区及び選挙すべき議員の数の改正（第2条関係）

改正前			改正後		
選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
八束選挙区	八束郡の区域	1人	仁多選挙区	仁多郡の区域	1人
仁多選挙区	仁多郡の区域	1人	邑智選挙区	邑智郡の区域	1人
簸川選挙区	簸川郡の区域	1人	鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人
邑智選挙区	邑智郡の区域	1人	隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人
鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人	松江選挙区	松江市の区域	11人
隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人	浜田選挙区	浜田市の区域	3人
松江選挙区	松江市の区域	10人	出雲選挙区	出雲市の区域	8人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人	益田選挙区	益田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	7人	大田選挙区	大田市の区域	2人
益田選挙区	益田市の区域	3人	安来選挙区	安来市の区域	2人
大田選挙区	大田市の区域	2人	江津選挙区	江津市の区域	1人
安来選挙区	安来市の区域	2人	雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	3人
江津選挙区	江津市の区域	1人			
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	3人			

## (2) 島根県議会議員一般選挙が平成23年4月10日に終了したことに伴う規定の整理（第2条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、第2条の表八束選挙区の項を削る改正規定及び同表松江選挙区の項の改正規定は平成23年8月1日から、同表簸川選挙区の項を削る改正規定及び同表出雲選挙区の項の改正規定は平成23年10月1日から施行することとした。

◇議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

## 1 条例の概要

改正前		改正後	
(1) 減額の期間	平成16年4月1日から平成23年7月31日までの間	(1) 減額の期間	平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間
(2) 減額率	議長 20パーセント 副議長及び議員 15パーセント	(2) 減額率	同左

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 23 号

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第 2 条第 1 項」を削り、同条の表八束選挙区の項及び簸川選挙区の項を削り、同表松江選挙区の項中「10人」を「11人」に改め、同表出雲選挙区の項中「7人」を「8人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の表八束選挙区の項を削る改正規定及び同表松江選挙区の項の改正規定は平成23年 8 月 1 日から、同表簸川選挙区の項を削る改正規定及び同表出雲選挙区の項の改正規定は平成23年10月 1 日から施行する。

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 7 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県条例第 24 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「平成23年 7 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。